保安規程変更届出書

関原発第 194 号 2020年 **7**月 /**3**日

原子力規制委員会 殿経済産業大臣 梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

執行役社長

森本

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2020年 7月 3日

以 上

変更内容

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] について、別添の保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 新旧比較表の改正後欄のとおり変更する。

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]新旧比較表

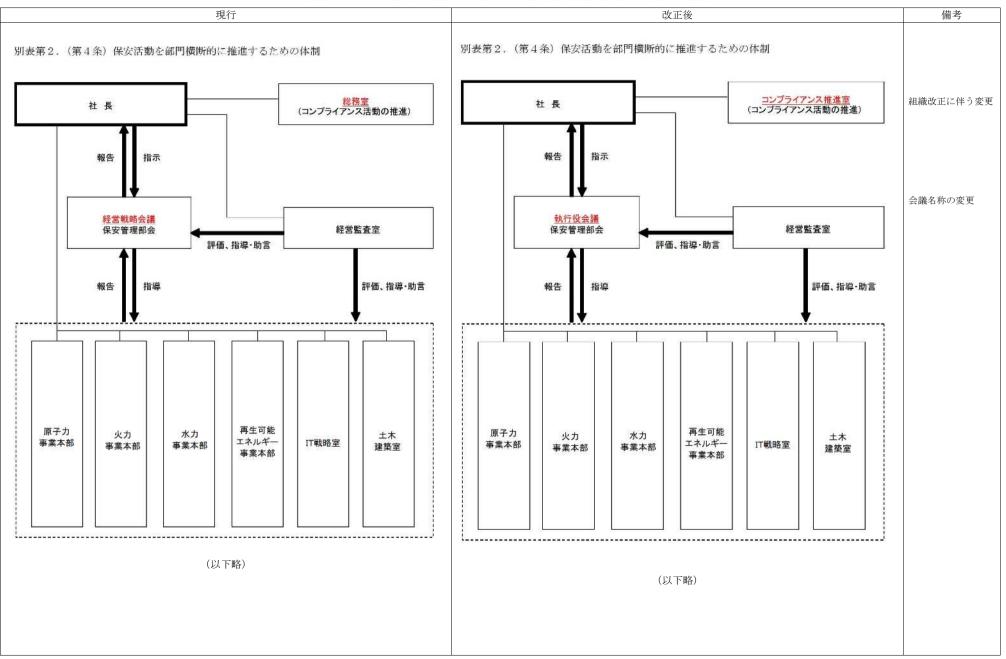
電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)保安規程 新旧比較表

电			
現行	改正後	備考	
/D /大 /H /D	1D		
保安規程	保安規程		
[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]	[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]		
平成20年12月25日 制 定	平成20年12月25日 制 定		
<u>2019年 3月27日 98次改正</u>	2020年 7月 3日 99次改正	最終改正日の変更	
関 西 電 力 株 式 会 社	関西電力株式会社		

電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物) 保安規程 新旧比較表

電気事業用電気上作物(原子力発電上作物)保安規程 新旧比較表				
現行	改正後	備考		
(途中略)	(途中略)			
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制			
第1節 通 則	第1節 通 則			
(関係法令等の遵守のための体制) 第 4条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための関係法令およびこの規程(以下、「関係法令等」という。)を遵守するため、次の各号に定める事項を確実に実施する。 (1) 社長は、「コンプライアンス活動推進規程」を定めるとともに別表第1および別表第2に示す体制を構築し、これを統括する。 (2) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、関係法令等を遵守するため、第6条(基本的職務)に規定する責任と権限に応じて、関係法令等を連確しするとともに確実に実施するための業務手順を定め実施する。また、その結果を評価する。 (3) 保安に関する監査を行う経営監査室は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所に対して、関係法令等の遵守状況を評価し、指導・助言する。 (4) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、自部門による評価結果および保安に関する鑑査を行う経営監査室による評価結果を踏まえ、関係法令等遵守に関する継続的な改善を行う。 (途中略)	(関係法令等の遵守のための体制) 第 4条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための関係法令およびこの規程(以下、「関係法令等」という。)を遵守するため、次の各号に定める事項を確実に実施する。 (1) 社長は、「コンプライアンス推進規程」を定めるとともに別表第1および別表第2に示す体制を構築し、これを統括する。 (2) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、関係法令等を遵守するため、第6条(基本的職務)に規定する責任と権限に応じて、関係法令等を調確にするとともに確実に実施するための業務手順を定め実施する。また、その結果を評価する。 (3) 保安に関する監査を行う経営監査室は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所に対して、関係法令等の遵守状況を評価し、指導・助言する。 (4) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、自部門による評価結果および保安に関する鑑者を行う経営監査室による評価結果を踏まえ、関係法令等遵守に関する継続的な改善を行う。 (途中略)	組織改正に伴う社内標準の変更		

電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)保安規程 新旧比較表



添付書類

添付書類1 変更理由

変更理由

- (1) 組織改正に伴う変更 (コンプライアンス推進室設置)
- (2) 会議名称の変更(経営戦略会議を廃止し、執行役会議を新設)